

問X - 1 - ② (公益目的支出計画は法人の解散を意味するのか)

公益目的支出計画を完了させるということは、法人の純資産(正味財産)である公益目的財産額を全額公益目的に関する事業に使用することになるので、法人を解散せざるを得なくなることになりませんか。

答

- 1 ご質問のようなご心配はいりません。この公益目的支出計画は、法人の純資産を消費して零にすることを要求するものではありません。
- 2 法人が保有している純資産の全額を国や地方公共団体に寄附することも可能ですが、別添資料(「一般社団・財団法人に移行する際のモデルケース」)に記載しているように、公益的な事業について支出が収入を上回る事業について、公益目的支出計画に記載する実施事業として継続することによって、この計画を完了するという選択肢もあります。
このようなケースでは、公益目的支出計画がスタートした時点と完了した時点を比べて法人が保有している資産が減少するとは限りません(収益事業の実施により法人の純資産の額が増加していることもあり得ます。)
- 3 したがって、別添資料のモデルケースをよくご覧いただき、法人としてのプランを考えていただきたいと思います。

※ 一般財団・社団法人に移行する際のモデルケース

- 1 別添資料の1ページ目をご覧ください。
 - ① 博物館を運営している法人を想定した資料です。法人の事業としては、博物館運営事業、研修会、図録販売、オフィス賃貸事業の4つの事業を実施しています。そのうち、博物館運営と研修会、図録販売の3つが旧主務官庁により公益に関する事業と認められているとします。オフィス賃貸事業は収益事業とされています。
 - ② この3つの公益に関する事業について、博物館運営事業は、1500万円の赤字、研修会事業は、5百万円の赤字、図録販売事業は、50万円の黒字、となっています。
また、収益事業であるオフィス賃貸事業は、4千万円の黒字です。
 - ③ これらの3つの公益に関する事業のうち、赤字の事業の2つを公益目的支出計画に記載しています。そうすると、公益目的のための支出は2千万円となります。
公益目的のための支出：2000万円 [(2300万円—800万円) + (700万円—200万円)]
この法人は、黒字事業であるオフィス賃貸事業の4千万円分の収益により、上記の公益に関する事業の赤字分を補って運営しています。

- ④ 公益目的財産額が1億4千万円で、公益目的に関する支出が毎年2千万円ですから、計画の実施期間は、
公益目的財産額1億4千万円 ÷ 公益目的のための支出2千万円 = 7年
となります。

3 別添資料の2ページ目をご覧ください。

この法人の公益目的財産額は7年間で零になりますが、法人の資産全体では、グラフの波線部をご覧ください。お分かりのとおり、増加しています（この法人の場合は、収益事業であるオフィス賃貸業の賃借料を改善することにより収入を増やしています）。このように公益目的支出計画は、法人に純資産を取り崩して公益に関する事業を行うことを求める制度ではありません。

ただし、公益目的支出計画の計画期間中は、公益に関する事業である博物館運営事業などを止めることはできません。公益目的支出計画を変更する場合には、行政庁の認可を得る必要があります。

1. 公益目的支出計画の策定

(1) 公益目的財産額の算定

《貸借対照表》

(資産)	(負債)
預 金 2000 万円	借入金 4000 万円
不動産 1000 万円	(純資産)
	純資産－1000 万円

《公益目的財産額及びその計算を記載した書類》

(資産)	(負債)
預 金 2000 万円	借入金 4000 万円
不動産※1 億 6000 万円	(純資産)
	純資産 1 億 4 千万円

※当該評価額は時価評価したもの（簿価は 1000 万円）

⇒公益目的財産額 1 億 4 千万円… (ア)

(2) 公益目的支出計画に記載する事業の決定

《移行前の事業》

①博物館運営〔現行の公益事業〕 赤字額 1500 万円

(費用)	(収益)
維持管理費 2100 万円	入館料収入 800 万円
減価償却費 200 万円	

②研修会〔現行の公益事業〕 赤字額 500 万円

(費用)	(収益)
テキスト代 450 万円	参加料収入 200 万円
講師代 250 万円	

③図録販売〔現行の公益事業〕 黒字額 50 万円

(費用)	(収益)
印刷費 50 万円	販売収入 100 万円

④オフィス賃貸〔収益事業〕 黒字額 4000 万円

(費用)	(収益)
維持管理費 3000 万円	賃貸料収入 7000 万円

⇒公益目的支出計画に記載する事業として博物館運営及び研修会を選択（公益事業のうち赤字事業）

2. 公益目的支出計画の実施

《損益計算書》

(費用)	(収益)
事業費	
博物館運営 2300 万円	入館料収入 800 万円
研修会 700 万円	参加料収入 200 万円
図録販売 50 万円	販売収入 100 万円
オフィス賃貸 3000 万円	賃貸料収入 8000 万円
管理費 2050 万円	
利益 1000 万円	
計 9100 万円	計 9100 万円

⇒公益目的のための支出：2000 万円 [(2300 万円－800 万円) + (700 万円－200 万円)] … (イ)

⇒計画の実施期間

公益目的財産額 1 億 4 千万円 (ア) ÷ 公益目的のための支出 2000 万円 (イ)

= 7 年

※ 計画の実施期間中は、計画に沿って事業を実施しているかなどを毎年度行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）に報告。計画通り公益目的のための支出を完了すれば、行政庁からの監督は終了。

現行の公益法人が一般社団法人・一般財団法人に移行する場合の公益目的支出計画について

モデル例

